令和３年第６回（定例）高砂市教育委員会　会議録

日時

令和３年４月２２日午後５時００分

場所

高砂市役所分庁舎１階大会議室

出席者

衣笠教育長、吉田委員、山名委員、神尾委員、吉屋委員

出席事務局職員

永安教育部長、阿部教育推進室長、赤松学校教育室長、三木教育推進室教育総務課長
中野教育推進室生涯学習課長、高橋学校教育室学校給食課長、
矢野学校教育室学校教育課長、竹内学校教育室学校教育課主幹

本日の会議に付した事件

議案

１　社会教育委員の委嘱について

２　史跡「石の宝殿及び竜山石採石遺跡」整備委員会委員の委嘱について

３　職員の兼業について

協議事項

１　令和３年度高砂市奨学金の所得基準等について

報告事項

１　令和２年度高砂市奨学金受給者の進路状況について

２　令和３年３月定例会の報告について

３　タブレット端末の整備状況について

４　高砂市教育委員会事業後援について

その他

１　５月の行事予定について

議　事　　議案１　社会教育委員の委嘱について

〇事務局　（議案１について説明）

〇教育長　何か御意見、御質問ございますか。では、委嘱については承認いただきましたので、よろしくお願いします。

議　事　　議案２　史跡「石の宝殿及び竜山石採石遺跡」整備委員会委員の委嘱について

〇事務局　　（議案２について説明）

〇教育長　　何か御意見、御質問ございますか。では、御承認いただきましたのでよろしくお願いします。

議　事　　議案３　職員の兼業について

〇事務局　　（議案３について説明）

〇教育長　　何か御意見、御質問ございませんか。

〇委員　　この特別職で月１万円の報酬が出ているということで、それ以外で報酬が出ているような委員は何か他にあるのですか。

〇教育長　　今回の職員の兼業以外については、確認をしてまた次回お示しして御意見いただくということで、よろしくお願いいたします。今日上げさせていただいた６名の方の兼業につきましては、御承認いただけますでしょうか。では、４月１日に遡りまして御承認いただいて、今日からスタートという形で事務を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　事　　協議事項１　令和３年度高砂市奨学金の所得基準等について

〇事務局　　（協議事項１について説明）

〇教育長　　何か御意見、御質問ございますか。

〇委員　　どれぐらいの方がこの申請を申し込まれるのですか。

〇事務局　　昨年度でしたら、151名申請がありまして、認定された方は125名になっています。

〇教育長　　よろしいでしょうか。では、今年度もこの基準、またこの申請についての要綱に基づいて進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　事　　報告事項１　令和２年度高砂市奨学金受給者の進路状況について

〇事務局　　（報告事項１について説明）

〇教育長　　何か御意見、御質問ございますか。では、今年度も給付については、こういった状況で進路状況、来年度につきましても報告させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議　事　　報告事項２　令和３年３月定例会の報告について

〇事務局　　（報告事項２について説明）

〇教育長　　タブレットの端末のことが出ていますので、報告事項の３のタブレット端末の整備状況についても、説明お願いします。

議　事　　協議事項３　タブレット端末の整備状況について

〇事務局　　（協議事項３について説明）

〇教育長　　議会での報告の中でもありました、タブレットの端末の整備状況についても併せて現時点での状況を御説明させていただきました。両方併せて御意見、御質問ありましたらお願いします。

〇委員　　タブレット端末の整備状況、現状は分かりました。今後の整備予定、計画はどうなっていますか。

〇事務局　　今後につきましては、国際情勢、新型コロナウイルスの影響等がございますので、この日までということでははっきりとは申し上げにくいところがあります。今のところ７月ぐらいまでには全児童生徒に配布できるだろうと見込んでおります。

〇委員　　緊急事態宣言が出たとき、兵庫県に関しては休校措置を取らないと言っていますが、大阪市はタブレットを使った形の自宅学習を進めようとしていると聞います。高砂市においてはやや遅れているということで実施できません。何とか休校させないということになると、ずっと登校させるという形になります。以前のような一斉休校はあり得てはいけないと思っています。でも、これでは大阪市みたいに色々な案を計画できないと思います。

それと、クラブ活動の在り方とかをどうするのかというのは当然出てくるのだろうと思いますが、話し出すと他のことが進めなくなるので、違う形で質問します。教職員の服務マニュアルはないのですか。

〇事務局　　県のほうも服務マニュアルというものは作成しておりません。

〇委員　　服務マニュアルは就業規則みたいなものと考えていいのですか。就業規則、公務員としての、あるいは教職員としてのものがありますよね。

また、子供に対してのマニュアルで、子供に対して暴言を吐いてはいけないとか、そういう事を色々まとめたようものもないということですか。色々な個々のことに対しての積み重ねで、教職員の服務に関して通達的なものが積み重な

ってきているようなものがそうであるのだろうと思うのです。それを１つのものとして体系化させたような形のものをつくるかどうかだということだと思うのです。

○教育長　マニュアルをつくる、つくらないでなく、職員が服務の基準を確保して守っていくということが大事だと思いますので、その点につきましては、教育委員会としても先生方にしっかりと指摘して、不祥事防止、また、処分の起こらないような形で指導も根気よく進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。ほかに、タブレットの導入があったときに、デジタルと紙の部分のよさ、またはマイナス面、プラス面、もっとそのよさを生かして教育してほしいという議員の方からの質問等もありましたので、今後ＩＣＴの機器を使った形が進む中で、気になっているとか、気をつけてほしいというのがありましたら、何か御意見いただいたらと思います。

○委員　今、予定台数の半分程度は実際に配布されているとのことですが、これは家にも持って帰って使用しているような状況なのですか。

○事務局　現在のところ、まだ家に持って帰るというところまでは行っておりません。教育委員会としましても、同意書というのを頂いて、整備が終わったところからできるだけ早く実現できるようにと考えてはいるのですが、なかなか難しいところもございまして、まずは学校で子供たちがタブレットの使い方に慣れるというところをしっかり押さえようと考えております。今は試験的に持ち帰り学習等も行いながら、徐々に進めていきたいと考えております。ただ、スピード感を持っていかなければならないということは思っています。

○委員　今、試験的に行うと言われましたが、その内容としては一方通行なのか、それとも相互に質問できるような形、どちらを想定しているのですか。相互に質問できるような形でないと、在宅でのタブレットを使ったメリットが出てこないと思っています。試験的にやるときは、最初からそういう形でできるように考えているのですか。

○事務局　委員がおっしゃった双方向というのは、レベルの高いところではあるとは思いますけれども、授業ということで双方向のやり取りはできる準備もしてはおります。ただ、一朝一夕にそこへたどり着くというのは、なかなか難しいというところはあります。まずは、例えばドリルソフトによる双方向、子供たちが解いたものを先生が集めて見て返すとか、そういった双方向から。おっしゃっているのは、映像等瞬時の双方向だと思います。その辺りにも、できるようにはなっていかなければならないと思っていますが、すぐには難しいというところが現状です。

○委員　今、子供がゲームしていても、オンラインで５人も６人も同時に、すごくリアルな形でやっています。子供達は遊びの中でもすごく進んできています。そのため、タブレットを使うときに、一方方向での利用となると、子供たちの今の

レベル的にはすごく興味を持ちにくいと思います。将来的には十分やってくれる形になるだろうと思っているのですが、やっぱり一気に行かないと難しいのかなと思います。

〇事務局　授業の中での双方向というところですと、今委員がおっしゃっていることに近いのかなと。授業の中でも、例えば子供たちのタブレットに書いたもので、これを全員に広めたいなということがあれば、電子黒板に大きく映してそれについて話し合うとか、そういう瞬時の使い方はできるのかなと思いますので、授業の中では早く実現できるだろうと考えています。

〇委員　やる以上は十分に利用できるような形を最初からいけたらいいなと思います。

もう１つ、充電はどのようにされているのですか。タブレットが来たとき、学校の中で大きな充電装置が必要だという話があったと思います。個人で持って帰ったときは、単なるアダプターみたいなので家庭での中での充電ができていくという形ですか。

〇事務局　はい。家庭へ持ち帰った場合には、一人一人、家のコンセントから充電できるように整備はしております。また、学校では、充電保管庫というところで一括して充電ができる準備は整えているところです。

〇委員　今はコロナ禍ですから、タブレットを家に持って帰ってオンライン授業をするとかということで、家庭に持って帰る効果はあると思うのですが、そうでないときというのは、家に持って帰らせることのメリット、デメリットを考えたときに、持って帰らせる必要があるのかなと思ったりもします。

タブレットでしかできないこと、例えば地域の企業等と連携して、タブレットを使って子供がやり取りするとか、海外の子供とネットをつなげて会話をするとか、そういったことはすごくいいと思うのですけど、それは学校でもできると思います。持って帰らせるところに問題がいっぱい出てきて、そこを解決するためにどんどん遅れていくのではないかという気もするのです。計画としては各家庭に持って帰れるように配布するわけですか。

〇事務局　そうですね。効果的な使い方はまだまだ学校で研究も重ねていかなければなりませんし、教育委員会としても考えていかなければならないと思います。ドリルソフトが入っているというところで、家庭でもタブレットを使った宿題ができるとか、そういった準備ができているのです。

あと、考えられますのは、写真が撮れますので、社会科でよく新聞作り等あるのですけれども、それをタブレットを使ってやる。写真も取り込んでとか、そういうレイアウト、それから文章も入れるとか、そういった使い方をするだとか、これは１つの例なのですけれども、いろいろ家庭で効果的に使うというところは、まだまだ研究課題ではありますが、進めていきたいと思っております。

〇委員　タブレットを使ってすることによって、実際に人と直接顔を合わせて目を見て

話すこと、先生とのやり取りにしてもそうですけれども、タブレットで済ませてしまっていていいのかなと。新しいものと残していかなければいけないものと、難しいところなのですけど、タブレットを家に持って帰らせても、親を困らすのではないかなと思うところがあるのです。

○教育長　タブレットの端末も１つのツールとして、例えば文房具の１つとして使えるようにするという意味での持ち帰りも含めてなのですね。ドリルのペーパーがタブレットに変わるのではなくて、対面式で目を見て語ったりコミュニケーションを取ったりする、または体験活動で色々なことを直接学ぶ、または友達と一緒に語り合うようなところで自分を高めていくというような、そういうのは大事にしていかないと駄目な部分だと思うので、それはしっかりとやりながら、今の日本の情報化社会の中で、より効果的に、いい形で使われることもやっていく。そこが大事だと思うので、まず学校でそういった使い方をしっかりと学習した上で、時期を見て、持ち帰らせての学習にも使っていくという形で進めようとしています。休憩中にもＩＣＴ機器につきまして、機器によって疑似体験のみで終わらすとか、調べて終わりではなく、実際の体験等も大切といった御意見いただきましたので、そういった御意見いただいたことを踏まえて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員　このタブレット端末導入に関して、学童保育でできるように考えていきたいということですけど、ここへの配布というのは考えていないのですか。端末の使用は「家庭と同じように活用できるよう考えたい」と書かれていますが、これはどういう意味なのかなと思ったのです。

○事務局　子供たちの持ち帰り学習が始まりましたら、おうちの方がサポートしてくれるという体制はあるのですけれども、学童保育所に入っているお子さんだと、サポートしてくれる人がいなかったらそこで困ってしまうのではないかということで、学童保育の先生にも周知しておく必要があるのではないかという御意見をいただいて、そのように対策を取っていかなければならないと考えております。

○委員　個人個人の持っているものを持ち帰る際、家に帰る前に学童保育に来たら、その利用法に関して、学童保育の指導員の方に研修していただいて、有効利用して使ってもらえるようにしてもらうということなのですね。そこで利用していただくという形でのサポートをしてもらうということですね。

○事務局　はい。

○委員　分かりました。

○委員　学校司書の件なのですが、設置できていないとあるのですが、どのくらいの総数で設置できていないのですか。あと、学校サポートスタッフはできないというお話があったと思うのですが、それは資格の関係なのですか。なぜ学校サポートスタッフはできないのかということを教えてください。

○事務局　まず、学校司書については、まだどこの学区にも配置はできておりません。スクール・サポート・スタッフが学校司書としてどうしてできないのかという御意見ですけれども、スクール・サポート・スタッフはコロナ対応も含め、教職員の仕事を分担してやっていただくというところで、そこをしっかりやっていただいておりまして、学校のほうでも業務軽減・改善にもつながっているというところで、やはりスクール・サポート・スタッフは特化して引き続きやっていただきたいという考え方で、学校司書としての働きはできませんということで説明させていただいています。

○委員　学校司書は資格が必要ではないのですか。

○事務局　特に資格の必要性はないです。

○委員　図書館司書は資格が要るけど、学校の図書館に関しては、図書館司書としてのそういう資格はなしで、ただ、学校司書という形で指名すればいいわけですか。

○事務局　近隣の市町の様子を見ますと、やはり資格がある方が望ましいというところで配置をされているところもあるようです。資格はなくてもよいのですけれども、子供たちの読書状況や、その子の好みに応じて本を紹介するだとか、そういったことがスムーズにできるという方は知識のある方が望ましいとは思いますので、資格はあったほうがいい状況になるのかなとは思います。

○委員　以前の調査で、学校の先生の中で図書司書の資格を持っておられる方が何人かおられるとのことだったと思います。その方々はそれぞれの学校に配置されていますが、そういう方々が学校司書として役割を担うというのは今のところないのですね。

○事務局　おっしゃいますように、司書教諭という資格を持っている教諭は全小中学校には必ずおりまして、知識はしっかり持っております。それで図書館運営ですとか、国語と図書館をつなぐとか、その計画を立てたりとか、そういったところでは活躍していただいているのですけど、例えば休み時間に、図書館でずっとその人が座って子供たちを受けるとか、そういう図書館業務的なことを全部担っていただくということは難しいので、そういったところは担えていないという現状はあります。

○委員　宝の持ち腐れになると思うので、１つの案として、有資格者の下で何人かの先生方が学校司書という形でつくればいいと思います。学校図書の運営に関しては共同運営するような形があってもいいのではないかと。せっかく資格と知識があるので、もっと有効利用して他の先生方を助けていただければ、学校図書をすごく使いやすくできるのではないかなと思うのです。

○教育長　実際、平日はそういう形でやっています。司書教諭に図書館の運営や、読書活動の推進について担っていただいています。

教育委員会連合会や教育長会でも、司書教諭を専任として１人加配で置いてほしいという要望はしているのですが、この議会の中では、それは駄目だろうと

意見がありました。司書教諭というのは、子供の様子を見て、この子にはこんな本がどうかと、子供のことも分かった上で読書活動を推進していく立場で、学級担任もしている方もおられますし、教科担任していただいている方もおられます。今ここで言っている学校司書というのは、カウンター業務、学校の図書室で貸出ししたり、本の修理をしたり、図書室の環境を整えたりして読書に向くような、興味が向くような環境整備をしたりするのが本来の仕事です。それを担任もしている教師に担わせるというのではなくて、掛け持ちでもいいから何人か市で置いて、そういった方が学校図書館の運営をすることで先生の負担を軽減し、図書館の業務をもっと活性化するように、そういった役割を担う人を雇ったらどうかということで御質問があったのです。

今の状況だったら、先生方に負担になっている、こういった専門の学校司書を置いたらどうだということでの御質問があり、分かりました、そういう努力をしますという答弁をさせていただいたというのが現状です。

〇委員　そういう意味ですか。分かりました。

〇教育長　ほかに御質問ございませんか。では、タブレットの整備について、その他懸案事項につきましては、その都度また教育委員の皆さんにも御意見いただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　事　報告事項４　高砂市教育委員会事業後援について

〇事務局　（報告事項４について説明）

〇教育長　ご意見やご質問はございますか。それでは、報告事項４についての承認をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

議　事　報告事項５　市内の小学校の給食に関しての異物の混入の件について

〇事務局　（報告事項５について説明）

〇教育長　何か御意見、御質問等ございますか。

〇委員　どのように混入していたのですか。

〇事務局　御飯の食缶というのは大きい鍋みたいな形で蓋があるのですけど、それを開けたら落ちていたというような形です。多分蓋についていたのを、目視確認がしっかりとできていなく、そのまま蓋をしてしまったのではないかなと思っています。今後は、蓋も食缶もきちんと確認し、アルコールペーパーで拭いて蓋をするようにというような形をお願いしてまいりました。

〇教育長　よろしいですか。業者のほうには厳しく対応、指導したところです。

議　事　報告事項６　コミュニティ・スクールの説明会について

○事務局　（報告事項６について説明）

議　事　　その他１　５月の行事予定について

○事務局　（その他１について説明）

○教育長　　説明が終りました。

令和３年４月２２日　午後７時３８分　教育長会議の閉会を宣告